

芹が谷やまゆり園の 指定管理者候補（案）について

指定管理者候補（案）	社会福祉法人同愛会・社会福祉法人白根学園
------------	----------------------

1 神奈川県立障害福祉関係施設指定管理者評価委員会評価結果

(1) 評価点

順位	団体名（所在地）	選定基準大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	社会福祉法人同愛会 ・社会福祉法人白根学園（横浜市）	46点	8点	16点	70点
2	社会福祉法人かながわ共同会 （秦野市）	40点	10点	18点	68点

(2) 評価の概要

【総評】

<社会福祉法人同愛会・社会福祉法人白根学園>

社会福祉法人同愛会及び社会福祉法人白根学園ともに、その理念により、利用者が望む暮らしの実現に向けた姿勢や意欲が明確であることに加えて、これまでの施設運営においては、利用者本人が自分で考え、自分で決めるという仕組みを構築し、意思決定支援が実践されている。また、職員の採用等に利用者の意見を取り入れるなど、当事者目線での組織運営が図られている。

これらの点から、両法人に芹が谷やまゆり園の施設運営を委ねた場合には、意思決定支援のさらなる充実が期待でき、県が求める「当事者目線の障がい福祉」を実現できる可能性が高いものと評価できる。

また、通過型施設としての取組についても、職住分離の考え方のもと、両法人とも横浜市内で多くの事業所を運営し、地域等とのネットワークを生かした多様な日中活動、就労や地域生活移行の実績を有していることから、さらなる伸展が期待できる。

さらに、事業計画では、虐待防止のための対策や身体拘束ゼロを実現するための方策が具体的かつ適切に示されているなど、利用者の人権擁護のための仕組みが明確となっている点も評価できる。

一方で、共同運営における両法人の連携体制等については、明確でない部分が見受けられるため、さらに調整を進めることが必要である。

上記の諸点を総合的に検討した結果、改善を求める点は認められるものの、両法人におけるこれまでの当事者目線に立った意思決定支援の取組、日中活動、就労や地域生活移行等の豊富な実績等を踏まえると、「当事者目線の障がい福祉」を理解し、実践していくことができる法人であると評価した。

<社会福祉法人かながわ共同会>

申請法人（社会福祉法人かながわ共同会）は、「当事者目線の障がい福祉」を実現するための事業計画が募集要項に沿って忠実に立案されており、これを担っ

ていく職員が、意思決定支援の取組を通じて、利用者の想いを汲み取ることやチーム支援の重要性を身をもって経験している点は評価できる。また、法人全体として、利用者毎の個別の意思決定支援の必要性を認識しており、過去の指定管理者であった時期に比して評価できる。

一方で、運営体制において、課題解決のための複数の委員会の新設が予定されているが、その必要性について明確ではなく職員に負担を課す体制となる可能性があるなど課題が認められた。

また、身体拘束に対する取組についてマニュアルの見直しがされておらず、法人内における過去の問題事例に対する振り返りや改善策の構築なども不十分であるなど、ガバナンスの面ではいまだ改善の途上にある。

上記の諸点を総合的に検討した結果、改善を求める点は認められるものの、新たな取組である当事者の意思決定を重視した支援のあり方などを踏まえれば、「当事者目線の障がい福祉」を理解し、実践していくことができる法人であると評価した。

【結論】

当評価委員会として厳正な審査を行った結果、「当事者目線の障がい福祉」の実現可能性などを総合的に評価し、社会福祉法人同愛会・社会福祉法人白根学園を最も優秀な提案者と判断し、第1位の順位とし、社会福祉法人かながわ共同会を第2位の順位とした。

社会福祉法人同愛会・社会福祉法人白根学園は、とりわけ、「当事者目線の障がい福祉」の実現に関して、利用者が望む暮らしの実現に向けた姿勢や意欲が明確であり、これまでの施設運営において、利用者本人が自分で考え、自分で決めるという仕組みを構築し意思決定支援が実践されていること、加えて通過型施設としての日中活動、就労や地域生活移行の豊富な実績を有しており、これらの点から、その実現可能性の高さが認められた。

2 神奈川県立障害福祉関係施設指定管理者評価委員会の評価結果に対する福祉子どもみらい局意見

評価結果について	<input checked="" type="checkbox"/> 同意する ・ <input type="checkbox"/> 同意しない
----------	---

〈意見理由〉

神奈川県立障害福祉関係施設指定管理者評価委員会（外部評価委員会）での評価結果を確認したところ、選定基準に沿った適切な評価が行われている。

【サービスの向上】

〈社会福祉法人同愛会・社会福祉法人白根学園〉

- 利用者が望む暮らしの実現に向けた姿勢や意欲が明確である。
- これまでの施設運営において、利用者本人が自分で考え、自分で決めるという仕組みを構築し、意思決定支援が実践されている。
- 通過型施設としての取組についても、両法人とも横浜市内で多くの事業所を運営し、地域等とのネットワークを生かした多様な日中活動、就労や地域生活移行の実績を有していることから、さらなる伸展が期待できる。

〈社会福祉法人かながわ共同会〉

- 職員が意思決定支援の取組を通じて、利用者の想いを汲み取ることやチーム支援の重要性を身をもって経験している点は評価できる。
- 法人全体として、利用者毎の個別の意思決定支援の必要性を認識しており、過去の指定管理者であった時期に比して評価できる。

【管理経費の節減等】

- 双方共に提案額の積算は適切になされている。

【団体の業務遂行能力】

〈社会福祉法人同愛会・社会福祉法人白根学園〉

- 両法人の人材や支援の仕方を柔軟に組み合わせるといふ、共同提案のメリットが期待できる。

〈社会福祉法人かながわ共同会〉

- これまで多くの入所施設を運営してきた経験等は評価できる。
- 個室を活用した利用者支援、ユニット玄関の24時間開錠等は新しい試みであり、試行錯誤しながら、一人ひとりの利用者の意見を聞きながら取組を進めている。

第1順位の社会福祉法人同愛会・社会福祉法人白根学園の提案は、両法人における当事者目線に立った意思決定支援の実践や地域等とのネットワークを生かした地域生活移行等の実績の点から、県が求める「当事者目線の障がい福祉」を実現できる可能性が高く、「サービスの向上」の項目について高く評価できる。

第2順位の社会福祉法人かながわ共同会の提案も、「当事者目線の障がい福祉」を理解し、実践していくことが期待できるものであったが、総合点で及ばなかったため、第1順位の社会福祉法人同愛会・社会福祉法人白根学園を指定管理者候補としたい。

外部評価委員会評価点の詳細について

施設名 芹が谷やまゆり園

大項目	小項目	評価の視点	評価点			特記事項
			配点	同愛会	かながわ 共同会	
サービスの向上	ガバナンスの具体的なあり方 (組織による管理体制)	① 運営方針に「当事者目線の障がい福祉」に基づく支援や施設運営の考え方が反映され、全職員による実践方法が示されているか ② 運営方針に則った、明確な管理体制や現実的かつ実効性のある内部統制の仕組みの構築が図られるか ③ 専門性に裏付けられた組織体制の構築が図られるか ④ 虐待事案や不祥事等が発生した場合、速やかに改善する組織構造となっているか ⑤ 組織として、自らの支援を常に見直し、検証していく体制の構築が図られるか ⑥ 利用者・利用者家族の意見が組織運営に反映される体制の構築が図られるか ⑦ 利用者を直接支援する現場の職員の労働環境が適法に維持される体制の構築が図られるか ⑧ 業務の一部を委託する場合に業務の選定に当たっての配慮がなされるか	20	12	12	
	ガバナンスの具体的なあり方 (外部によるチェック機能)	① 意思決定機関から完全に独立した第三者による監視機能体制（第三者委員会等）の構築等、外部によるチェック機能を活用し、専門的な視点から支援を振り返り検証することにより、サービスの質の向上が図られるか ② 第三者委員、オンブズパーソン等が有効に機能するため、適切な要綱が策定されるなどの対応が図られるか ③ 内部及び外部によるチェック機能の体系図が明らかになるよう図られるか ④ 障がい当事者、地域の方やボランティアなど広く様々な立場の第三者の視点を取り入れ、その評価や意見を活かす仕組みの構築が図られるか				
	施設設備及び物品の維持管理能力	① 利用者の安全を守る施設を維持する体制の構築が図られるか ② 警備業務、保守点検業務、受付業務、清掃業務などについて、責任の所在が明確な実施方針が定められるか ③ 介護用品や設備の適切な維持が図られるか	5	4	4	

大項目	小項目	評価の視点	評価点			特記事項
			配点	同愛会	かながわ共同会	
	当事者目線に立った支援の具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 意思の表出が困難であっても、利用者のことを理解するためのアセスメントの考え方や具体的な実施方法が示されているか ② 園運営への障がい当事者の参加を含め、当事者目線に立った支援が実施計画として具体的に示されているか ③ 通過型施設として、地域生活が困難になった障がい者を一時的に受け入れて、再び地域に帰れるようにするために、具体的で実効性のある地域生活移行の取組が実施されるか ④ 利用者の人権侵害を防止する制度が構築され、強度行動障害の特性を理解して、虐待ゼロや身体拘束によらない支援の実現が図られるか ⑤ 指定期間の終了又は指定の取消しにより、指定管理者が交代となった場合に、利用者支援業務を次期指定管理者に円滑に引き継ぐための方法が示されているか ⑥ より多くの利用を得るための事業の実施方針があり、それを踏まえた事業内容か ⑦ 施設で実施した当事者目線の支援の取組について広報・PR活動等が実施されるか ⑧ 施設の特性に応じて、手話言語条例に対応するか ⑨ 施設の特性をより効果的に活かすための自主事業はあるか ⑩ 利用料金の設定、減免の考え方はあるか 	30	24	18	
	日常時の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ① 日常支援における利用者の安全確保と事故防止のための仕組みの構築が図られるか ② 日常的なリスクマネジメントが図られるか ③ ウイルス等感染症拡大防止の取組が図られているか 	5	3	3	
	緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ① 事故・不祥事等発生時の対応が事前に明確になっているか ② 災害発生時の対応が事前に明確になっているか ③ 安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針が定められているか 				
	地域の拠点施設としての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域のコミュニティや福祉ニーズ、防災等に対応できる地域拠点として施設運営が図られるか 	5	3	3	
	地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域の人々が施設を利活用できるなど、地域交流の方針が明確であり、地域交流が積極的に図られるか ② ボランティアや研修、施設見学等の受入れが積極的に行われ、事業への活用が図られるか ③ 地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供が図られるか 				

大項目	小項目	評価の視点	評価点			特記事項
			配点	同愛会	かながわ 共同会	
管理経費の節減	<p>「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額 提案額（積算価格から20%以上節減の場合は、積算額から20%節減した額） × 10点</p> <p>注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。</p>		10	8	10	
団体の業務遂行能力	執行体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 日中の外部事業所への通所など施設内で完結しない支援の提供に必要な職員配置、人材確保が図られるか ② サービス管理責任者、指導的立場にある職員を適切に配置する視点があるか ③ 職員採用・選考において、利用者の視点の反映が図られるか ④ 労働時間短縮などの適切な労働環境の確保が図られるか ⑤ 介護設備の活用による職員負担の軽減や利用者や職員からのハラスメント対策などの職員を守る取組が図られるか ⑥ 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の構築が図られるか ⑦ 小規模ユニットケアに対応するための勤務体制が図られるか 	10	6	8	
	人材育成の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ① 人材育成の理念に職員ケアの視点が含まれており、その理念が研修の目的等に明示されるか ② 当事者目線を意識した職員のための研修システムの構築が図られるか ③ 外部研修への参加の機会の保障が図られるか ④ 資格取得や研修等への参加のための時間的、経済的配慮が図られるか ⑤ 地域の民間施設のバックアップ及び人材育成アプローチが積極的に図られるか 				
	財務状況	<ul style="list-style-type: none"> ① 財務会計に関する内部統制があるか ② 基本財産及び運用財産の管理状況が適切か ③ 借入金の目的、規模、内容及び償還計画の状況が適切か 	5	4	4	

大項目	小項目	評価の視点	評価点			特記事項
			配点	同愛会	かながわ共同会	
	コンプライアンス	① 障害者虐待防止法等の法令遵守の観点徹底され、運営方針にも明確にされるか ② 指定管理者制度に係る関係法令等遵守の観点徹底されており、運営方針にも明確にされるか ③ 指定管理業務を行う際の環境への配慮がされるか ④ 法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績があるか ⑤ 障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえた取組についての考え方があるか ⑥ 団体の状況に応じて、手話言語条例へ対応するか ⑦ 社会貢献活動等CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組がされるか	10	6	6	
	事故・不祥事の説明責任（外部への情報発信）	① 事故や不祥事が発生した場合の迅速な報告と公表の基準が定められ、遵守が図られるか ② 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策はあるか ③ 個人情報保護についての方針・体制の構築、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いが適切に実施されるか				
	これまでの管理運営状況等	① 指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況は良好か ② 県又は他の自治体における指定取消しはないか				
		合 計	100	70	68	